

第 2 編 基本構想

第1章 南部町の将来像

第1節 町づくりの基本理念

町づくりのための将来像、基本的な方針を定めるのに際し、基本理念として次の三つを掲げます。

○自然を生かす町

東西に連なる急峻な山々と温暖多雨気候が、本地域の自然環境を形成しています。自然は、人々に恵みをもたらし、時に災害をもたらしてきました。現在の町は、その歴史の上に成り立っています。

本町は、この恵まれた自然を保全し、資源としての魅力を引き出し、活用することにより「自然を生かす町」を目指します。

○暮らしやすい町

本町は、山梨県の最南端に位置し、静岡市（政令指定都市）や富士宮市に隣接しています。これらの近隣都市との行き来は、道路網の整備により、さらに容易になりつつあります。

こういった好条件の下、災害に強い町、安心して子育てできる町、就労機会に富む町を築くことにより「暮らしやすい町」を目指します。

○郷土愛を育む町

先人が築いてきた歴史・文化に学び、新たな1ページを書き加えて次代に伝えることは、我々の務めです。

町民一人一人が、町づくりについて考え、行動することが、それぞれの生きがいにつながるよう、そして、それが新たな歴史の1ページとなるよう、協働で町づくりを進めることにより「郷土愛を育む町」を目指します。

第2節 将来像

本計画における将来像は、前述した基本理念や第1次南部町総合計画の精神を受けて、以下のとおりとします。

水と緑が溢れるふれあい豊かな町づくり

この言葉は、「町のキャッチフレーズ」として平成16年1月5日に制定されました。平成15年3月1日に誕生した南部町の町づくり指針となる言葉です。

第3節 将来人口

平成22年の国勢調査による南部町の人口は9,011人ですが、人口減少の傾向は続き、平成32年には7,322人、平成37年には6,597人となると推計されています（国立社会保障・人口問題研究所「日本の市区町村別将来推計人口（平成25年3月推計：コーホート要因法）」）。

少子化傾向が進む一方で、平成37年には65歳以上の老年人口が減少に転じ、年齢別の3区分すべてが減少すると推計されました。南部町の人口減少率は、現在も、将来的にも、国や山梨県全体の水準よりも高い推計値が示されています。

南部町の将来人口推計

	総数 (人)	年齢（3区分）別人口(人)			割合(%)		
		0～14歳	15～64歳	65歳以上	0～14歳	15～64歳	65歳以上
平成22年	9,011	879	5,094	3,038	9.8	56.5	33.7
平成27年	8,102	723	4,270	3,109	8.9	52.7	38.4
平成32年	7,322	575	3,587	3,160	7.8	49.0	43.2
平成37年	6,597	474	3,017	3,106	7.2	45.7	47.1

注；平成22年は、国勢調査実績値

資料出所：国立社会保障・人口問題研究所『日本の市区町村別の将来推計人口（平成25年3月推計）』

参考 国、山梨県の将来人口推計

		総数 (千人)	年齢（3区分）別人口(千人)			割合(%)		
			0～14歳	15～64歳	65歳以上	0～14歳	15～64歳	65歳以上
全 国	平成22年	128,057	16,839	81,735	29,484	13.1	63.8	23.0
	平成27年	126,597	15,827	76,818	33,952	12.5	60.7	26.8
	平成32年	124,100	14,568	73,408	36,124	11.7	59.2	29.1
	平成37年	120,659	13,240	70,845	36,573	11.0	58.7	30.3
山 梨 県	平成22年	863	115	535	213	13.3	62.0	24.7
	平成27年	837	103	498	236	12.3	59.5	28.2
	平成32年	809	92	468	249	11.4	57.8	30.8
	平成37年	776	82	442	252	10.6	56.9	32.5

注；平成22年は、国勢調査実績値

資料出所：国立社会保障・人口問題研究所『日本の将来推計人口（平成24年1月、出生中位〈死亡中位）推計』、『都道府県の将来推計人口（平成25年3月推計）』

第2章 施策の大綱

第1節 自然と調和した町づくり（生活環境）

本町の特徴は、大部分を占める森林、その森林を水源とする清流にあります。私たちを取り巻く、この緑豊かな自然の魅力を生かした地域づくりを推進するためには、自然の営みに細心の注意を払うことが重要です。

こうしたことから、自然環境の保全を推進しつつ森林資源の多様な機能の活用を推進します。生活環境においては、自然環境に負荷をかけずに快適な日常生活を送ることができる空間の整備や、景観に配慮した町並みの形成、効率的な土地利用を推進し、「自然と調和した町づくり」を目指します。

(1) 総合的な定住環境の整備

若者の定住を促進するために、恵まれた自然環境を生かしながら、子育て支援などニーズに合った町営住宅や住宅地を整備し、定住意向者への助成も推し進めます。

また、景観や環境に配慮し、魅力ある住環境の整備を推進します。顕在化しつつある空き家問題については、移住施策とあわせて解決策を講じます。

老朽化が進む町営住宅については、今後のあり方を検討していきます。

(2) 自然環境と調和した社会基盤整備

安全でおいしい水の安定供給を目指し、簡易水道の改良と耐震化を推進します。また、河川などの水質を保全するため、合併処理浄化槽の設置を推進し、河川の水質検査とその結果を公表します。

廃棄物対策としては、資源リサイクル活動や分別収集の徹底、ごみ減量化の推進、不法投棄対策としては、町民意識の高揚や町民、事業所、行政の連携により環境保全・美化を推進します。

また、自然保護に関しては、全町的な取り組みを講じ、自然に配慮した工法採用や動植物の保護、育成環境づくりを推進します。

(3) 山梨県の玄関にふさわしい町並みの整備

山梨県の玄関として、自然や歴史、文化的景観を生かした町並みづくりを推進するため、景観形成計画の策定や統一サイン計画を検討し、町民と行政が一丸となった景観形成を推進します。同時に、町民の憩いの場としての公園・緑地、さらに観光ニーズに対応した公園の充実を図ります。

また、有効な土地利用や農林業振興を図るため、国土利用計画の策定、農業振興地域整備計画、森林整備計画の推進に努めます。

第2節 資源活用と交流による魅力づくり（産業）

豊かな自然環境や歴史、文化を活用した観光・レクリエーションの活性化を進め、交流を促進します。また、農林水産業との連携により高付加価値のサービスを提供し、自然環境の保全と観光の両立を目指します。

農業は、農地中間管理機構や受委託制度を活用した農地有効利用、新たな特産品の開発などによる活性化を推進します。

林業は、森林の公益機能維持と資源活用に重点を置くとともに、魅力ある産業としての振興策に取り組みます。

中部横断自動車道の整備により他地域とのアクセスが向上することから、新規企業誘致を推し進めます。また、新エネルギーの導入やITを活用した商業の活性化策にも取り組みます。

これら各産業分野の連携と活性化策を通して「資源活用と交流による魅力づくり」を目指します。

(1) 自然と歴史資源を生かした観光振興

豊かな自然や地域独自の歴史といった資源を生かした観光、交流による町の活性化を図ります。また、新たな観光資源の掘り起こしや観光ルートの設定、農林水産業との連携などで、さらなる魅力づくりに努めます。

交流を促進するための観光受発信拠点の機能強化を行い、広く町外に情報を発信するとともに、地域特産品の販売拠点として道の駅の整備充実を図ります。

(2) 魅力ある農業の推進

農作業の負担軽減のための農業生産基盤整備と、中山間地の生活環境整備を推進します。また、農地中間管理機構を活用した農地流動化、農作業の受委託制度の体制整備を進め、都市住民との交流・観光型農業と組み合わせることで農地の有効活用を促進します。

あわせて特産品開発やブランド化、販売体制整備に取り組み、魅力ある農業の実現を目指します。

(3) 豊かな森林資源の活用

造林用路網の整備、高性能林業機械の導入など、林業生産基盤整備を推進し、林業従事者の就労条件改善、富士川材のPRと地域ブランド活用などによる販路拡大に努めて林業振興を図ります。

また、筍・竹炭といった特産物の生産・販売を促進して放置竹林や人工林侵入竹対策を促します。

森林の公益機能維持のための森林施業を支援し、景観と森林空間を生かした交流による

地域活性化に取り組みます。

(4) 広域道路網の整備による産業振興

新たな就労の場の確保と定住促進を目指し、中部横断自動車道の開通と国道などの交通網整備を視野に入れた企業誘致を進めます。また、光ファイバ網の活用による町内企業の活性化、IT を活用した SOHO（スモールオフィス・ホームオフィス：小規模事務所や在宅勤務者の自宅事務所）などの起業やサテライトオフィス誘致を図ります。

町内企業については、商工会等と連携して経営強化のための経営相談・診断・指導を充実し、企業支援制度の利用を推進します。

また、地球環境への負担が少ない新エネルギーの導入に取り組み、持続可能な社会の構築を推進します。

(5) 商店の活性化

商店のにぎわいは、町の活性化に大きな役割を果たすことから、効果的な商業支援策に取り組みます。消費者ニーズへの対応、新たな商業展開、IT の活用、後継者の育成などといった課題に対し、商工会と連携した経営相談・診断・指導に努めます。

第3節 やさしさを育み生きがいを持てるコミュニティづくり（健康・福祉）

平成22年の国勢調査では、本町の人口は9,011人、高齢化率は33.7%、0～14歳の年少人口割合は9.8%でしたが、国立社会保障・人口問題研究所は、平成37年の人口を6,597人、高齢化率を47.1%、年少人口割合を7.2%と推計しています。

本町では、これまでさまざまなコミュニティが機能していましたが、人口減少による多様性の後退、少子高齢化による組織の硬直化が進んでおり、上記の人口将来推計は、その傾向に拍車がかかることを予見しています。しかし、この地域社会を持続させるには、地域コミュニティの機能維持が必要不可欠です。

また、この町で安心して暮らすことのできる環境を整備するためには、保健・福祉の充実と社会保障制度の基盤安定が欠かせません。さらに、女性や障害者、高齢者などの社会参加も求められています。

これらの課題に対する施策を通して「やさしさを育み生きがいを持てるコミュニティづくり」を目指します。

(1) 多様なコミュニティの形成

本町は、地域内あるいは地域間のさまざまなコミュニティが行政と連携することによって成り立っています。現状の地域コミュニティ維持に努めますが、今後、人口減少は避けられない状況で、コミュニティの変容も必然と受け止め、状況変化に即応できる体制準備を進めます。

また、自助や共助といった分野における新たなコミュニティの形成に努め、地域の活性化を図ります。

(2) 医療・保健の充実

一次医療としての診療所の整備充実、救急・緊急医療体制の整備、町内外の医療施設・医療機関との連携強化を図る中で、安心して良質な医療サービスの提供に努めるとともに、災害時における医療体制の構築を推進します。

また、健康教育・健康診断・事後指導の充実、健康づくり意識の高揚とその環境づくり、重症化予防の徹底に努めます。ヘルスプロモーション¹活動として、愛育会や食生活改善推進員等の地域組織活動を支援し、活力ある健康づくりを推し進めます。母子保健事業では、思春期保健、子育て支援などの充実に努めます。

(3) 福祉の充実

安心して子育てができるよう、保育サービスの充実、保育所・児童館などの整備、育児

¹ ヘルスプロモーション

個人が行う心身両面にわたる自主的な健康づくりを社会全体で支援するという考え方。

不安に対応した子育て支援に努めるとともに、町内幼稚園との連携を深めていきます。

また、高齢者が住みなれた場所で継続した生活が営めるよう、生きがい対策や介護予防、認知症対策事業を推進するとともに、地域の支援、介護予防、医療との連携等が一体的に提供できるシステム構築と運用を図ります。あわせて、社会福祉協議会と協力しながら福祉の意識啓発や福祉ボランティア育成などに努めます。

障害者、母子父子家庭、生活保護世帯の福祉については、ノーマライゼーション²の理念に基づき、社会参加の促進を図りながら各種福祉施策による共生社会の形成に努めます。

国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療保険、介護保険、の各種社会保障制度においては、生活習慣病予防を中心とした疾病等の予防対策を推進し、効果的かつ効率的な保健事業により安定した運営を目指します。

² ノーマライゼーション

障害者等が人格を尊重され、一般の人々と対等に生活できる地域社会をめざし、共に生きる社会こそ正常（ノーマル）であるとする考え方。

第4節 安心して暮らせる町づくり（安心・安全）

近年、突然の風水害や雪害による被害が日本各地で多発しています。本町では、急峻な地形がもたらす自然災害への防災・減災対策を計画的に進め、町民生活の安全性を確保することが求められています。また、大規模地震の発生が現実視される中、被災を想定した備えも重要です。従来の防災・災害対策をさらに拡大し、自助・共助・公助の各分野における対策強化に努めます。

地域内外の道路網は、安全面を重視して整備するとともに、老朽化した施設の点検と計画的な修繕を進め、町民の利便性・安全性の向上を図ります。広域道路網の整備については、町と静岡県側の都市部とを結ぶ幹線道路の整備促進と雨量規制解除につながる防災工事の促進を国や県に要望し、通勤・通学の利便性の向上に努め、近隣都市部との交流活性化を推進します。これらの施策により「安心して暮らせる町づくり」を目指します。

(1) 生活道路網の整備

町民の利便性と安全性を重視した道路環境を整備します。また、橋梁等老朽化が進んだ施設は、耐震化などの安全性を確保した修繕を施し長寿命化を図ります。農林道を含め機能的役割を果たす道路網整備を推進するとともに、利便性の高い町営バス路線網の編成に努めます。

(2) 広域道路網の整備

町民の日常生活におけるアクセス向上のための国道・県道の整備促進と雨量規制撤廃を含めた安全性確保について関係機関へ強く働きかけ、早期実現を目指します。

(3) 防災・災害対策、消防・救急対策の充実

災害時に避難所となる公共施設の耐震化及び防災施設、資機材の充実、緊急用ヘリコプター離着陸場の整備を進めます。また、災害時に的確かつ迅速な対応ができるよう災害対策本部体制を確立し、地域防災計画や防災マップによる防災意識の高揚、自主防災組織の強化、充実した防災訓練の実施、共助・自助に対する支援といった町ぐるみの取り組みを強化します。さらに、国や県と連携し、治山治水・砂防事業に伴う危険箇所の安全対策工事を推進し、土砂災害関連情報の周知と防災意識の高揚を図ります。

消防・救急対策としては、地域の実情に応じた機能的な消防車等消防施設の充実・拡充に努めるとともに、消防団員の活動しやすい体制を整備しながら消防団組織の再編を検討していきます。また、峡南広域行政組合消防本部と連携した消防活動、救急搬送体制の充実を図ります。

(4) 防犯・交通安全対策の充実

町民が安全に、安心して暮らすことができるよう、警察署や関係機関と連携し、防犯体制強化に取り組みます。また、防犯灯などの防犯施設の整備を推進します。

交通安全対策としては、町民の交通安全確保のため、子どもや高齢者の交通事故予防を重点に交通安全意識の高揚を図り、交通安全施設整備の充実に努めます。

(5) 消費生活の安全対策強化

消費生活環境の多様化により利便性が高まる中で、消費者がトラブルに巻き込まれる可能性も増えています。町民が賢い消費者となるために、関係機関と連携し、町民への的確な消費生活情報の提供や相談体制の整備などを進めていきます。

(6) 地域情報化の推進

町内全域に敷設した光ファイバ網を活用し、町民生活の利便性向上に資する各種情報を配信します。また、若者の定住促進や産業振興、企業誘致等に向けた環境づくりに活用します。映像を用いた情報発信については、検討を重ねていきます。

第5節 郷土愛を持つ人づくり（教育・文化）

次代を担う子どもたちを育て、地域づくりを支える人材を育成することは、町の将来を支えていく上で最も重要なことです。生きる力を育む学校教育の推進はもとより、地域の歴史・文化を学び、他地域とのさまざまな交流を体験することにより、郷土愛を育み、それを誇りにしてグローバルに生きる力を身につける人づくりに力を注ぎます。さらに、地域資源の情報を内外に発信し、多くの人々に本町の魅力を伝えるよう努めます。

また、女性の社会進出を後押しするとともに、その能力をより一層発揮できるよう、男女共同参画社会の構築を推進します。

さらには、町民がふるさとに学び、それを他地域また後世に伝えることにより、この町の良さを将来にわたって発信する施策を展開し、「郷土愛を持つ人づくり」を目指します。

(1) 地域に根差した教育・学習活動の推進

地域の特性を生かしながら、特色ある教育活動を展開し、学力向上や豊かな心とたくましい体づくりを目指すとともに、ふるさとに誇りと愛着を持つことができる子どもの育成に努めます。あわせて、心身ともに健康な子どもを育むための教育環境整備を進めます。また、小学校の適正規模や通学区について検討していきます。

生涯学習や生涯スポーツの振興と活動拠点の整備充実、町民ニーズに応えるメニュー設定、活動支援を推進します。

青少年育成については、青少年育成南部町民会議を中心に、家庭、学校、地域と連携して健全な育成環境の整備に努めます。

(2) 新たな社会規範の構築

「南部町ヒューマンプラン」に基づき、女性の社会参加促進や平等意識の啓発などを通して、男女共同参画社会の実現を目指します。

(3) 地域文化の継承、創造

町民が、諸々の文化に対する造詣を深めるため、優れた文化・芸術に親しむ機会の提供に努めます。

また、この地域の特色ある伝統文化の継承、文化財の保護と活用、さまざまな交流による地域文化の活性化に努めます。

(4) 地域情報の発信、交流促進

国際交流や地域間交流を進めることによって、視野を広げ、ふるさとを認識する機会とし、地域の活性化を図ります。また、地域の情報を町内外に発信し、本町に対する認知度を高めて交流を促進します。

第6節 行政効率化の推進（行政）

活力ある地域社会を創造するために地方自治体は、自立と主体性を確立し、地域の実情に合った地域づくりが行えるよう条件整備を進めなければなりません。

町民の行政ニーズは多様化・高度化していますが、国・地方を通じて財政の状況は厳しく、地方自治体は行財政の簡素化や組織の合理化が求められています。さらに、本町は町合併後10年が経過したため、主要財源である普通地方交付税が大幅な減となります。加えて人口減少による共助組織の機能低下をいかに防ぐかという課題も抱え、基礎自治体として大きな変容を迫られているといえます。

第1次南部町総合計画では、町合併後の基盤整備に重点を置きましたが、本計画では、より充実した住民福祉を提供するために、コンパクトで効率的な行政スタイルへの移行が大きな課題となります。この課題への取り組みと情報公開、住民参加の促進により「行政効率化の推進」を目指します。

(1) 健全な財政運営

町合併による普通地方交付税の算定が、平成30年度から一本算定（現在の町の規模で算定する方式）に移行することから、主たる財源が大きく減額されます。

限られた財源の中で施策の効率的で有意な実現を図るために、町民ニーズの的確な把握と選択、それに基づく重点的で効果的な施策の展開を図ります。あわせて受益と負担の関係の見直しや適切な施設管理に努めます。

(2) スリム化した行政運営

行政運営をスリム化し効率化するために、職員の政策形成能力や専門性の向上に努めます。また、公共施設の見直しや整理統合、指定管理者制度³などを活用した施設の外部委託を検討していきます。なお、行政改革については、行政改革大綱を策定しその進捗を管理します。

行政改革と並行して住民サービスの提供に関する利便性の向上に努めます。

(3) 情報公開と住民参加の促進

町民が必要とする情報を、正確かつ分かりやすく、容易に入手できるよう努めます。個人情報については、その保護に留意しつつ情報公開を進め、町民に対する説明責任や行政

³ 指定管理者制度

従来、「公の施設」の管理は地方自治体の出資法人などに限定されていましたが、平成15年に地方自治法の一部が改正され、地方自治体が指定する指定管理者に管理を代行させる「指定管理者制度」が導入されました。この制度では、民間事業者、NPO法人、ボランティア団体などを広く指定管理者として指定することができます。

運営の透明性を確保します。

また、町民や町づくりグループが町政に参加できる仕組みを積極的に採り入れ、パブリックコメント⁴など町民が広く意見を提出できる場の確保に努めると同時に、公助・共助・自助の役割分担を明確にし、協働による町づくりを推進します。

⁴ パブリックコメント（意見募集制度）

基本的な施策などを策定する過程において、事前にその案を広く公表し、住民誰もが意見を述べることができる機会を設け、それに対する行政の考え方を公表していく一連の手続です。